秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			
（不動産取得税に係る書類の様式） 第二十七条の二　次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。			
上　欄	中　欄	下　欄	
条例第七十四条第三項、条例第七十六条の二第三項、条例第七十六条の三第四項、条例第七十六条の四第三項、条例第七十六条の五第三項、条例第七十六条の六第二項、条例附則第十六条第三項及び第五項　並びに令附則第十条第十五項	略	略	略
略	略	略	略
条例第七十五条第二	略	略	略

改正前			
（不動産取得税に係る書類の様式） 第二十七条の二　次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。			
上　欄	中　欄	下　欄	
条例第七十四条第三項、条例第七十六条の二第三項、条例第七十六条の三第四項、条例第七十六条の四第三項、条例第七十六条の五第三項、条例第七十六条の六第二項、条例附則第十六条第二項、第五項及び第七項並びに令附則第十条第十五項	略	略	略
略	略	略	略
条例第七十五条第二	略	略	略

項、条例第七十六条の二第三項、条例第七十六条の三第四項、条例第七十六条の四第三項、条例第七十六条の五第三項、条例第七十六条の六第二項、条例附則第十六条第三項及び第五項、条例附則第十八条第一項並びに条例附則第十八条の二第一項 2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。 一～三　略 四　条例第七十六条の二第三項、条例第七十六条の三第二項及び第四項並びに条例附則第十六条第三項及び第五項の規定による不動産取得税の減額又は徴収猶予の申告 五～七　略 八　条例第六十三条第八項、条例第七十六条第二項、条例第七十六条の二第三項、条例第七十六条の三第四項、条例第七十六条の四第四項、条例第七十六条の五第三項、条例第七十六条の六第二項、条例第七十九条第三項並びに条例附則第十六条第三項及び第五項の規定による不動産取得税還付の申請 九～十三　略 （身体障害者等に対する減免） 第四十四条の十四　略 2　条例第百二十四条の十三第一項第三号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条及び第四十六条の四第二項において	

項、条例第七十六条の二第三項、条例第七十六条の三第四項、条例第七十六条の四第三項、条例第七十六条の五第三項、条例第七十六条の六第二項、条例附則第十六条第二項、第五項及び第七項、条例附則第十八条第一項並びに条例附則第十八条の二第一項 2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。 一～三　略 四　条例第七十六条の二第三項、条例第七十六条の三第二項及び第四項並びに条例附則第十六条第二項、第五項及び第七項の規定による不動産取得税の減額又は徴収猶予の申告 五～七　略 八　条例第六十三条第八項、条例第七十六条第二項、条例第七十六条の二第三項、条例第七十六条の三第四項、条例第七十六条の四第四項、条例第七十六条の五第三項、条例第七十六条の六第二項、条例第七十九条第三項並びに条例附則第十六条第二項、第五項及び第七項の規定による不動産取得税還付の申請 九～十三　略 （身体障害者等に対する減免） 第四十四条の十四　略 2　条例第百二十四条の十三第一項第三号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者（以下	

「精神障害者」という。）とする。 一　北児童相談所長、南児童相談所長又は子ども・女性・障害者相談センター所長により重度の知的障害者と判定された者で、厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳（第四項及び第七項において「療育手帳」という。）の交付を受けているもの 二　略 3～8　略	「精神障害者」という。）とする。 一　児童相談所　　又は福祉相談センター　　の長により重度の知的障害者と判定された者で、厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けているもの 二　略 3～8　略

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。